

プロポーザル方式実施要綱

平成29年3月29日
公社要綱第2号

改正 令和 2年 6月15日 公社要綱第12号(い) 令和 4年 4月27日 公社要綱第 3号(ろ)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)が発注する案件のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達し得ないものについて、東京都住宅供給公社契約規程(平成元年公社規程第19号。以下「契約規程」という。)第31条の2第1項に基づき、プロポーザル方式により契約相手方を決定するための必要事項を定めることを目的とするものである。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、一定の条件を満たす事業者を公募し、又は指名し、参加事業者から提案書及び見積書(以下「提案書等」という。)の提出を受け、原則としてプレゼンテーションを実施した上で当該提案書等の審査及び評価を行い、当該案件の履行に最も適した者を契約相手方として決定する方式をいう。

(実施方法)

第3条 プロポーザル方式の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公募型

参加事業者を公募し、申込みをした事業者のうち参加資格要件等に適合する者から契約相手方を決定する方法

二 指名型

公社が参加資格要件等を満たす事業者を指名し、参加を表明した事業者から契約相手方を決定する方法

(対象業務)

第4条 プロポーザル方式の対象となる案件は、広範かつ高度な知識、技術力、専門性及び企画力等を必要とする業務内容であることから、所期の目的を達成し、より高度な成果を得るために、参加事業者に対して広く提案を求めることが必要である工事又は委託業務で、第6条に定める事前協議により認められたものとする。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザル方式に参加申込みができる事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たすものとする。

一 対象案件ごとに指定した業種について、公社の競争入札参加資格登録をしていること。

二 契約規程第5条又は第6条の規定に該当していないこと。

三 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱(平成24年公社要綱第1号)の排除措置対象者に該当していないこと。

四 参加希望申請を行う時点で、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱（平成 25 年公社要綱第 8 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

五 参加希望申請を行う時点で、東京都において指名の制限（指名停止を含む。）、競争入札参加禁止の措置又は排除措置を受けていないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、対象案件ごとに公表する資格要件を満たしていること。

2 前条に定める対象業務における特殊性などを考慮し、公社への競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第 1 号の規定は適用しない。（事前協議）

第 6 条 対象案件を主管する課（以下「主管課」という。）は、プロポーザル方式により契約相手方を決定しようとする場合、第 3 条、第 4 条及び次条にそれぞれ規定する実施方法、対象業務、選定委員会の委員構成等について、事前に契約課に協議しなければならない。

（選定委員会）

第 7 条 主管課は、前条に規定する事前協議後、プロポーザル方式の実施に伴う選定委員会を設置する。

2 選定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 審査基準（項目・配点等）及び審査方法の策定
- 二 プロポーザル方式を実施する場合の参加事業者の指名
- 三 参加事業者によるプレゼンテーションの実施の可否
- 四 参加事業者から提出された提案書等の審査及び評価並びに契約相手方の決定

3 選定委員会は、委員長及び 5 名以上の委員をもって構成する。

4 選定委員会の委員長は、原則として対象案件を主管する部（以下「主管部」という。）の部長又は担当部長（以下「主管部長」という。）とし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうち、前条に規定する事前協議により認められた者とする。

- 一 主管部長以外の部長又は担当部長
- 二 主管課及び対象案件に関連する課の課長
- 三 主管課及び対象案件に関連する課の係長

6 選定委員会の委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて学識経験者等を委員に加えることができる。

7 選定委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 選定委員会を開催した場合、議事録を作成して委員の承認を得ることとする。

9 主管課は、予定価格が 1 億円以上の案件に係る選定委員会での決定事項及び議事録等について、主管部の担当理事に報告する。

10 プロポーザル方式により、業務で利用する情報処理システムの開発、再構築及び修正に伴う契約相手方を決定する場合、前 9 項に規定する事項については、業務システム開

発評価委員会要綱（平成 26 年公社要綱第 10 号）に基づく業務システム開発評価委員会において行う。

- 11 プロポーザル方式により、公社用地活用による地域の福祉インフラ整備事業に伴う契約相手方を決定する場合、第 1 項から第 9 項までに規定する事項については、公社用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要領（平成 27 年公社要領第 1 号）に基づく公社土地利用事業者選定審査委員会において行う。

（実施要領）

第 8 条 主管課は、プロポーザル方式の実施に当たり、対象案件ごとに実施要領を作成する。

- 2 前項に規定する実施要領の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 案件名
- 二 目的
- 三 業務概要（業務内容、履行場所、契約期間、予定価格等）
- 四 実施方法（公募型又は指名型）
- 五 参加事業者に求められる条件、資格等
- 六 提案内容に関する事項
- 七 審査基準
- 八 スケジュール（参加申込期間、指名日、提案書提出期限、プレゼンテーション、結果通知等）
- 九 提案書等に関する事項（書式、記入上の必要事項、提出方法、提出部数等）
- 十 提出された提案書等の取扱い
- 十一 その他必要と認められる事項

- 3 公募型のプロポーザル方式の場合は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を実施要領に追加する。

- 一 参加事業者によるプレゼンテーションを実施する案件で、参加申込が多数あり、審査に著しい支障が生じることが見込まれる場合の措置（プレゼンテーションを実施する提案者をあらかじめ選定する場合、その方法及び基準並びに選定する提案者の概数）
- 二 参加申込書の書式、記入上の必要事項、提出方法及び提出期限

- 4 主管課は、実施要領の作成について必要な場合は、契約課に助言を求めることができる。

（公告）

第 9 条 主管課は、公募型のプロポーザル方式を実施する場合、前条に規定する実施要領を付し、別に定める書式により当該案件の公告についてホームページ運営所管課に依頼する。(い)

- 2 ホームページ運営所管課は、前項の規定により公告の依頼があったときは、公募型のプロポーザル方式の実施について公告する。(い)

- 3 公募型のプロポーザル方式の公告期間は、原則として公告を開始した日から 10 営業日（1 年のうち国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月

29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日を除く日。以下同じ。)以上とする。ただし、緊急その他の理由によりやむを得ない場合は、公告期間を公告開始の日から5営業日まで短縮することができる。

(参加申込)

第10条 主管課は、前条に規定する公告後、指定された申込期限までの間、公募型のプロポーザル方式に参加を希望する事業者からの参加申込書(様式第1号)を受け付ける。

2 第5条第2項の規定に基づく参加資格要件により公社に競争入札参加資格登録をしていない事業者からの申込みを受け付ける場合は、前項に規定する申込書と併せて次の各号に掲げる書類の提出を求める。

一 履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し)

発行後3か月以内のもの(法人の場合に限る。)

二 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本の写し)

発行後3か月以内のもの(個人で商号を用いる場合に限る。)

三 身分証明書

本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの(個人で商号を用いないで営業している場合に限る。)

四 財務諸表

貸借対照表及び損益計算書(直前決算のものに限る。)

3 前項第4号に規定する貸借対照表及び損益計算書は、有価証券報告書に代えることができる。

4 主管課は、第1項の規定により参加申込をする事業者がなかった場合は、当該案件について不調として処理する。

(参加事業者の指名)

第11条 主管課は、公募型のプロポーザル方式を実施する場合、前条の規定により参加申込をした事業者のうち、当該案件の参加者に求められる条件、資格等を満たし、第7条の規定により選定委員会又は業務システム開発評価委員会(以下「選定委員会等」という。)で参加事業者として指名された者に対して通知を行う。

2 主管課は、指名型のプロポーザル方式を実施する場合、第7条の規定により選定委員会等で参加事業者として指名された者に対して通知を行う。

3 前2項の場合、業務仕様書及びその他関係書類を付して、指名通知書(様式第2号)により通知を行う。

4 主管課は、選定委員会等で参加事業者として承認されなかった者に対して、参加不承認通知書(様式第3号)により通知を行う。

5 主管課は、公募型のプロポーザル方式を実施する場合、指名する参加事業者がなかった場合、当該案件について不調として処理する。

(質問回答)

第12条 主管課は、プロポーザル方式の実施に当たり、前条の規定により参加事業者とし

て指名した者に対し、提案書等の作成及び提出に伴う質問回答の機会を設ける。

- 2 参加事業者からの質問事項に対する回答は、原則として全ての参加事業者に対して書面により行う。ただし、質問に対する回答が、参加事業者に配布した資料等に記載している内容である場合は、質問者のみに対して行う。

(説明会)

第 13 条 主管課は、前条に規定する質問回答に代えて、提案書等の提出に必要な内容等を周知するための説明会を開催することができる。

- 2 前項に規定する説明会の実施に当たっては、第 11 条の規定により参加事業者として指名した全ての者に対し、説明会開催の通知を行う。

(提案書等の提出)

第 14 条 主管課は、指定された期限までの間、第 11 条の規定により参加事業者として指名された者が作成した提案書等の提出を受け付ける。

- 2 提案書等の作成期間は、原則として指名日の翌日から起算して 10 営業日以上とする。また、第 12 条第 2 項に規定する質問事項に対する回答を通知した日の翌日から提案書等の提出期限まで 2 営業日以上を確保する。
- 3 主管課は、第 11 条の規定により参加事業者として指名された者が提案書等の提出を辞退する場合、第 1 項に規定する指定された期限までの間、当該事業者からの参加辞退届(様式第 4 号)を受け付ける。
- 4 主管課は、前項の規定により、提案書等を提出する参加事業者がなかった場合、当該案件について不調として処理する。

(プレゼンテーション)

第 15 条 選定委員会等は、プロポーザル方式の参加事業者の当該業務に対する理解、意欲、提案内容等をより公正に評価するため、原則としてプレゼンテーションを実施する。

- 2 前項に規定するプレゼンテーションは、前条第 1 項の規定により提案書等を提出した全ての参加事業者が実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募型のプロポーザル方式において、参加申込が多数あり、提案者の審査に著しい支障が生じると認められる場合、第 8 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、プレゼンテーションを行う参加事業者を選定することができる。
- 4 選定委員会等において、参加事業者によるプレゼンテーションを実施する必要があるないと決定した場合は、前 3 項の規定は適用しない。

(契約相手方の決定等)

第 16 条 選定委員会等は、第 14 条の規定により参加事業者から提出を受けた提案書等の審査及び評価を行い、当該案件の履行に最も適した者を契約相手方として決定する。

- 2 前項の規定による契約相手方の決定に当たり、前条に規定するプレゼンテーションを実施した場合は当該プレゼンテーションを踏まえて提案書等の審査及び評価を行う。
- 3 第 1 項の規定による契約相手方の決定に当たり、入札金額が予定価格を超える場合は失格とし、当該入札金額では業務が適正に履行されないおそれがあると公社が認めた場合は、その者を契約相手方として決定しないことができる。

4 第1項に規定する提案書等の審査及び評価の結果、選定委員会等が当該案件の履行に適した参加事業者がないと判断した場合、主管課は、当該案件について不調として処理することができる。

5 第1項の規定により契約相手方を決定した場合の契約手続は、契約課で行う。

(結果の通知)

第17条 主管課は、プロポーザル方式に参加した全ての事業者に対し、当該事業者の審査結果について審査結果通知書(様式第5号)により通知を行う。

(選定結果の公表)

第18条 主管課は、公募型のプロポーザル方式を実施した場合、第16条第1項の規定による契約相手方の決定、又は同条第4項の規定による不調が確定した後、別に定める書式により、当該案件の選定結果の公表についてホームページ運営所管課に依頼する。(イ)

2 ホームページ運営所管課は、前項の規定により選定結果に係る公表の依頼があったときは、選定結果を公表する。(イ)

3 選定結果の公表期間は、原則として公表を開始した日から10営業日以上とする。

(契約相手方とはならなかった事業者への説明)

第19条 主管課は、第17条の規定による結果の通知を行った際、契約相手方とはならなかった事業者からその理由について説明を求められたときは、速やかにこれに応じる。

(提出書類等の取扱い)

第20条 主管課は、第16条の規定による契約相手方の決定後、全ての参加事業者から提出を受けた提案書等について、当該案件に係る一連の文書とともに保管する。

(雑則)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、主管課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (イ)

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後のプロポーザル方式実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (ロ)

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、改正後のプロポーザル方式実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第10条関係）(ろ)

○年○月○日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

参加申込書

以下の案件について、プロポーザル方式（公募型）への参加を申込みます。

1 件 名 _____

2 担当者 所属； _____

氏 名； _____

3 連絡先 電話； _____

F a x； _____

E-Mail； _____

※代表者氏名欄に記名のうえ、登録印を省略する場合には以下を記載する。

（本書類を発行することができる権限を有する者）

役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

（事務担当者）

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

＜公社使用欄＞ 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者
----------------------------------	-------	---	-----

様式第2号（第11条関係）(ろ)

文 書 番 号

○年○月○日

商号又は名称

代表者役職・氏名 殿

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

指 名 通 知 書

貴社から参加申込がありました以下の案件について、プロポーザル方式実施要綱第11条第3項の規定により、貴社をプロポーザル方式への参加事業者として指名したことを通知します。

1 件 名 _____

2 実施方法 公募型 ・ 指名型

3 実施要領 別添のとおり (提案書式等の一式を併せて添付すること)

4 担当者 ○○○○部○○○○課○○○○係 ×××× (内線○○-○○○)

様式第3号（第11条関係）(ろ)

文 書 番 号

○年○月○日

商号又は名称

代表者役職・氏名

殿

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

参 加 不 承 認 通 知 書

貴社から参加申込がありました以下の案件について、貴社をプロポーザル方式への参加事業者として承認できませんので、プロポーザル方式実施要綱第11条第4項の規定により通知します。

1 件 名 _____

2 実施方法 公募型 ・ 指名型

3 不承認理由 _____

4 担当者 ○○○○部○○○○課○○○○係 ×××× (内線○○-○○○)

様式第4号（第14条関係）(ろ)

○年○月○日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

参加辞退届

以下の案件について、プロポーザル方式への参加を辞退します。

1 件 名 _____

2 理 由 _____

※代表者氏名欄に記名のうえ、登録印を省略する場合には以下を記載する。

（本書類を発行することができる権限を有する者）

役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

（事務担当者）

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

＜公社使用欄＞ 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者
----------------------------------	-------	---	-----

様式第5号（第17条関係）(ろ)

文 書 番 号

○年○月○日

商号又は名称

代表者役職・氏名

殿

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

審 査 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました以下の案件に係る提案書及び見積書の審査結果について、プロポーザル方式実施要綱第17条の規定により、通知します。

1 件 名 _____

2 実施方法 公募型 ・ 指名型

3 審査結果 契約相手方として決定しました 契約相手方とはなりませんでした

4 担当者 ○○○○部○○○○課○○○○係 ×××× (内線○○-○○○)